資料３

流山市こども計画の事業評価（令和７年度）に対する委員からの質問・意見及び回答

事業番号	こどもの権利の視点	事業名	意見・質問概要	回答	担当課
共通	○	―	こどもの権利の視点から行う事業評価を実施してみて、担当課の反応はどのような感じだったのでしょうか。	今年度から庁内職員向けの研修会等を始めたので、その中で考え方を伝えました。「こどもたちの最善の利益」を考えて、こどもたちのためにしっかりとやっているかどうか振り返ることが目的で、評価するだけの仕事ではないので、そこは履き違えないようにしないといけないと思っています。「こどもの最善の利益」を考えて動けるようになれば、それがおのずと評価の書き方にも繋がってくるのだろうと思います。そのために、今後も継続的に職員に周知啓発をしていきながら、こどもの権利を職員の人たちにも理解していただいて、そして、各事業がよりこどもの権利を意識したものになるように、引き続き努力していこうと思います。	こども未来課
共通	○	―	外国籍のこどもはどんどん増えているけれど、その視点が全然入っていないです。障害を持たれている方へというのは、それなりにできているのに、そこが全く吸い上げがないことが気になっています。	今回、初めてこのような評価の方法をやってみましたが、今回の課題として、来年度以降の評価に向けて、また改めて内部でも検討していきたいと思います。	こども未来課
共通	○	―	こどもの権利の視点から行う事業評価が、常に担当部署が何をしたというような表現になっています。こどもがどうだったとか、こどもの状態がどうなったとか、こどもがどう思ったということも、こどもからの視点が評価として書かれているところがあったらと感じました。こどもがどうだったというような目線で書いていけるようになると、こどもの権利がみんなに伝わっていくようになるのではないかと思いました。	今回、初めてこのような評価の方法をやってみましたが、今回の課題として、来年度以降の評価に向けて、また改めて内部でも検討していきたいと思います。	こども未来課
1	○	こどもの権利保障に関する周知・啓発	こどもの権利の視点から行う事業評価の②③④で同じ事業評価が続けて出ています。「出産前からこどもの権利について理解が進むよう、全ての妊婦にリーフレットを配布しました。」となっていますが、全部同じ評価になっていると、本当に読んだのかなと思えました。②「こどもの最善の利益」の視点だとこれになるのかなと思いますが。	リーフレットに目を通していただくことで、こどもに権利があることや、「こどもの最善の利益」、「命を守られ成長できること」、「こどもの意見の尊重」の意味や重要性を把握することができるため、同じ評価内容となっています。	こども家庭センター
1	○	こどもの権利保障に関する周知・啓発	学校は人権イコールいじめだけみたいな感じで受け取れたので、いじめ予防授業だけでなく、こどもの権利を学んでいけるようなことが必要ではないでしょうか。こどもの権利、人権はいじめのことだけではないということを言いたいと思いました。	学校では、人権教育として、いじめに関することだけでなく、障害のある人や外国の人、インターネットの適切な利用、性の多様性など様々な人権課題について児童生徒の発達段階に応じて学ぶ機会を設けています。 また、こどもの権利については令和８年度に全教職員を対象とした研修を実施するとともに、市内８校において、児童生徒がワークショップを通して学ぶ機会を設けました。 今後も、児童生徒が様々な人権課題やこどもの権利について理解を深めることができるよう、人権教育の充実に努めてまいります。	指導課
1		こどもの権利保障に関する周知・啓発	母子健康手帳の交付時にこどもの権利条約に関するリーフレットはどのようなものを配布していますか？（現物を１７日の会議の時に見せてもらえますか？）子が生まれる前から、親になる方へ向けての啓発はとても重要かと思われますが、リーフレットの配布するだけではなかなか理解は進まないと思われるため、配布以外に何か考えていることはありますか。	母子健康手帳交付時、転入されてきた妊婦さんとの面談時に、子どもの権利条約ネットワーク作成したリーフレットを配付しています（当日会議でも配布）。このリーフレットには、こどもの権利の４つの一般原則などが掲載されています。妊娠届時の面談の場面では、体調がすぐれない妊婦さんも多いため、なるべくご負担をかけないよう短時間で必要な手続きの案内を行い、妊婦さんやそのパートナーの抱えている不安等への対応に努めているところです。 令和８年度に配付している母子健康手帳は、最終ページにこどもの権利条約の４つの原則とその内容が、掲載されているため、これまでよりもこどもの権利に関する周知が可能となりました。 こどもの権利の周知啓発は、こども家庭センターの役割の１つであるため、ポピュレーションアプローチの機会を有効に活用して、こどもが生まれる前から保護者がこどもの権利について理解を深めていただけるよう努めていきたいと考えています。	こども家庭センター
6		こども・若者意見聴取の仕組みづくり	令和7年度は他自治体事例の研究にとどまっていますが、流山市として意見聴取の仕組みをいつまでに実装する予定でしょうか。また、学校や既存施設につながっているこどもだけでなく、不登校児、障害児、外国籍のこども、支援機関につながっていないこども等の意見をどのように拾い、寄せられた意見に対して市がどのように回答・反映したかを本人に返す仕組みを設ける予定でしょうか。	こども・若者意見聴取ということでは、今年度の話になってしまいますが、「（仮称）流山市こどもの権利条例」の策定にあたり、Googleフォームを使ったアンケートや直接ヒアリングを実施したところです。 Webのフォームを使用したアンケートでは、多くの回答を得られる反面、ご質問で例示があったような声を聴かれにくいこども、特別なニーズのあるこどもの意見が集約が十分に拾いきれない可能性があるというデメリットがあります。そのため、あわせて個別でヒアリングを実施し、詳細な意見を収集したのですが、マンパワーを要するため、アンケートと比べて収集できる意見の数はどうしても少なくなってしまいます。 フィードバックはそれぞれ実施する予定ですが、その手法も含め、実践を重ねながら今後も使える例示と言いますか、仕組みを考えてまいります。 「いつまでに」ということに対する明確な時期の回答が現時点では難しいですが、可能な限り早めにお示しできればと考えています。	こども未来課
13	○	こどもの体験学習の推進	こどもの権利の視点から行う事業評価②親子の参加の場合、躾の重要さを親が再認識することもあり、親子共に良い変化が見られた。とのことですが、もう少し具体的にどのようなことだったのかを可能でしたら教えてください。	茶道や煎茶教室は単に体験するだけでなく、礼や作法を親子で学ぶ（再認識、気付かせる）ことが目的です。講座では、挨拶や相手を敬う気持ちや配慮、畳の縁を踏まない等の礼儀・作法を学ぶが、親からは「これは躾の基本でもある」、という会話が聞かれたことがあるため、事業評価に記載したものです。	博物館
18		（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営	こども家庭センター設置後の成果について、相談件数の増減だけでなく、初回相談から支援開始までの日数、複数部署への重複説明が減ったか、合同ケース会議の対象件数、支援計画の共同作成率、支援が途切れた家庭の割合などを指標として設定する予定はありますか。 また、児童虐待相談対応件数を単純に減少目標とすると、相談しやすくなったことで件数が増えた場合に逆評価になる問題もあります。児童虐待相談対応件数の減少を成果指標とすることの妥当性をどのように考えていますか。	【成果指標について】 こども家庭センターの役割としては、妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを母子保健と児童福祉それぞれの専門性を活かして、適切に把握すること、個々のニーズにこたえるために母子保健事業や家庭支援事業その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てること、こども自身が自分らしく生きていける環境を整えることなどがあります。こうした役割を考えたとき、母子保健と児童福祉部門の合同ケース会議の開催件数の伸び、こどもや保護者とともに作成したサポートプランの件数の伸びは成果指標になりうると考えます。 【成果目標の妥当性について】 こども家庭センターの設置目的には、こどもや保護者が相談しやすくなること、切れ目ない支援を行うことがあるため、こども家庭センターの設置により、児童虐待相談件数が増えることは必ずしもマイナスではないと考えます。一方で、母子保健と一体的に事業を行うことにより、ポピュレーションアプローチの活用や児童虐待予防のための取り組みが充実し、児童虐待相談件数自体が減少することも望ましいと考えています。 こども家庭センターを開設して４ヶ月経ちますが、統括支援員の強いリーダーシップのもと、母子保健事業でキャッチした心配な家庭が速やかに児童福祉部門に連携され、多職種が連携しリスクが高くなる前に早期介入できたケースは複数あります。こうしたことから、これまでより家庭児童相談の件数全体が増え、児童虐待相談は減少することが最も望ましいのではないかと考えます。現時点でその妥当性について明確にお答えすることは難しいですが、こども家庭センター設置初年度である今年度については、組織改編に伴って市民や関係機関がどこに相談したらいいかわからないという状況が起こらないよう引き続き適切に周知を行うとともに、相談件数やその内容をきちんと把握して、こども家庭センターの設置目的を果たせるよう努めて参ります。	こども家庭センター
26		ヤングケアラーの支援強化	ヤングケアラーの子どもを把握する方法について、質問があります。学校の教員や関係機関を通して把握することに務めていることかと推察しますが、こども自身が直接訴えることができる窓口の設置、そして窓口があることをこどもたちに周知することが必要だと思っています。こうした窓口は設置されているのでしょうか。	千葉県にはヤングケアラー専用の相談窓口が設置されていますが、流山市においては、市のこども家庭センターをはじめ、学校や児童館等、こどもと日常的に接する機関がこどもの変化に気づく場合や、こどもからの相談を受け、必要に応じて専門職や機関につなぐ等の対応を行っております。県の相談窓口やこども家庭センターについては、学校等、こどもが生活する場にリーフレットを配架するなどにより周知を図っています。一方でヤングケアラーの特徴としては、こども自身が家族の手伝いは当たり前と思っているなど、自身がヤングケアラーだと気づくのはなかなか難しく気づきにくい点があります。 そのため、こどもに関わる地域の関係機関、学校、民生委員や児童委員、児童館、市役所の各部署がヤングケアラーについて正しい知識を持ち、ヤングケアラーを早期に発見することが重要だと考えています。引き続きこどもだけでなく、地域の関係機関への周知啓発やネットワークの構築に努めて参ります。	こども家庭センター

事業番号	こどもの権利の視点	事業名	意見・質問概要	回答	担当課
26		ヤングケアラーの支援強化	こども家庭センターでは20世帯を支援している一方、福祉政策課では「こども関係機関からの相談が少なく、ヤングケアラーを含む事例がなかった」と課題認識をされています。 この違いは、対象者がいないということなのか、部署間の把握・紹介経路が十分でないということなのか、どのように分析していますか。学校、児童館、保育所、福祉部門からの把握件数、相談接続件数、支援開始件数を共通指標として管理する必要があるのではないでしょうか。	福祉政策課では、主に支援課題が複雑化・複合化したケースの支援を行っており、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」を委託している「よりそいサポートセンター」を含め、今のところその中にヤングケアラーと見られる事例はないのが現状です。ただし、要保護児童対策地域協議会に出席させていただいていることから、他の支援機関がどのような他の支援機関が把握・支援している「ヤングケアラー」と考えられるケースについては、一定程度、状況を把握しています。ヤングケアラーについては、まず各支援機関がそれぞれの役割の中で支援することを基本とし、支援が複雑化・複合化するなど、必要な場合には、ケースの状況に応じて「多機関協働事業」等の活用し、福祉政策課も含めて検討していくことが必要と考えています。 学校、児童館、保育所、福祉部門からの把握件数、相談接続件数、支援開始件数を共通指標として管理する必要性については、現在体制ができておらず、課題として認識しています。	福祉政策課
29		産後ケア事業	利用料の減額や契約事業者の拡大は評価できると思います。 その一方、市のニーズ調査では「希望日に空きがない」「新生児を連れて通所することが難しい」という声が確認されています。令和7年度について、利用申込者数、実利用者数、希望日に利用できなかった人数、施設の空き不足による不成立件数、申込みから利用までの日数、利用を途中で断念した人数を把握していますか。	産後ケアの利用申込者数は７３人、そのうち実際に利用された方は６７人でした。利用しなかった方は６人になります。利用申請を行ったけれど利用しなかった理由を６人の方に伺ったところ、親が来てくれるようになったとか、必要なくなったなどの理由でした。 施設の空き不足による不成立件数は０件です。令和７年度までの産後ケア事業の利用の流れとしては、事業の利用が必要だと市が判断した方について、利用したい施設や時期をこちらで聞き取り、市が施設に対象者の状況や利用時期等を伝えるなどにより、利用調整を図っていました。そのため、第１希望の施設が利用できなかった方はいらっしゃいますが、その場合は、職員が第２希望以降の施設を利用できるよう調整をしておりますので、どの施設も利用できなかったという方はいません。 利用申し込みから利用までの日数については、把握しておりません。その理由には、妊娠中に産後ケアの利用申請をする方がいることや、市が一定の利用調整を図った後、利用者が各施設へ連絡を入れて実際の利用日を決めているためです。そのため、利用申し込みから利用開始までが長期間であることが課題となっている事業ではないと捉えています。 途中で断念された方については、利用申請日数よりも実際の利用日数が短期間で終了している方の状況は把握しています。理由としては、家族等からの支援が受けられるようになった、育児不安が解消され利用しなかったことがあげられます。	こども家庭センター
29		産後ケア事業	外出が困難な産婦にも支援を届けるため、助産師等による訪問型産後ケアを導入する考えはありますか。利用できた方の満足度だけでなく、必要としながら利用できなかった方を把握し、利用率、予約成立率、待機期間、利用前後の不安・負担感の変化を成果指標とする必要があるのではないでしょうか。	【訪問型の産後ケアの導入について】 流山市では育児に不安があるご家庭については、地区の担当保健師や助産師が訪問し、必要な助言等の支援を行っています。例えば、乳房ケアなどの授乳についての具体的な相談があれば、訪問可能な開業助産師の紹介などを行っています。そのため、訪問型産後ケアと類似の支援を行っていると考えています。今後も近隣市の産後ケア事業の実施状況等については把握に努めて参ります。 【成果指標の設定について】 令和８年度から産後ケアの対象者を拡大するよう事業内容を変更しています。変更初年度となる今年度は、利用申請者数、利用者数、利用状況の把握や、利用後のアンケート調査により、事業の利用目的が達成できたか、利用前後で子育てに対する気持ちの変化があったかなどを把握しています。事業拡大に当たり、利用を必要とするすべての方が利用できるよう、一定の受け皿は整備しました。産後ケア事業の実施目的としては、産後のうつ発生予防や児童虐待予防であるため、利用目的の達成度や利用前後の気持ちの変化を成果指標としたいと考えており、具体的な数値については、初年度となる今年度の状況を踏まえ設定して参ります。	こども家庭センター
34		乳幼児健康診査	３歳児健診の耳鼻科・眼科再検査について、市からの委託病院をこども向けの病院に変えることは出来ないのか。どちらも慣れない処置や検査を受けることになるため、こどもをあたたく受け入れてくれる病院がいいと思います。	３歳児健康診査で眼科精密検査や耳鼻科の再検査を保護者に案内する際、市内協力医療機関への受診をご案内していますが、かかりつけ医等がある場合には保護者の希望に合わせて、その医療機関への受診を促しています。市内協力医療機関では、３歳児健康診査の精密検査や再検査について、こどもの診察ができる医療機関として実施の承諾をいただいています。各医療機関では、院内の雰囲気や検査に慣れるまで経過観察として、実施可能な検査から実施するなど、こどもの状況に応じて柔軟に診察をしていただいています。引き続きこどもが受診しやすい工夫等についてお願いをして参ります。	こども家庭センター
34		乳幼児健康診査	３歳児健診の耳鼻科再受診率が低い理由を教えていただければと思います。発達障害のある子どもの中には聴覚の問題を抱えている子どももいます。耳の聞こえの問題は、単に聴覚の問題だけでなく、「聞こえ方」の問題につながっているため、健診時に「聞こえ方」の問題を把握できれば、発達障害の早期発見早期支援につながると考えられますので、耳鼻科再受診率が上げることは大切ではないかと思います。	乳幼児健康診査の耳鼻科の再受診率が低い理由について、耳鼻科再検査の対象となるこどもは、保護者が問診票で言葉の遅れ、発音がおかしいという項目にチェックをつけることで受診勧奨となっているケースというのが最も多い状況です。耳鼻科再検査対象となったこどもに対しては、保健師から保護者に耳鼻科受診の必要性を説明させていただき、それとともに、未受診者には３歳８ヶ月時点で受診勧奨の通知を送付し、３歳１０ヶ月時点で電話での受診勧奨を実施しています。保護者に未受診の理由を確認すると、日常生活に支障はなく受診まで必要ないと判断される方が多いと感じています。言葉の発達においては、聴力の問題だけでなく、全体発達の確認が必要なこともあるため、耳鼻科を含め発達全体をフォローしていく必要があると認識しています。こうしたことから、令和８年度は再検査の受診率の向上を目指して、耳鼻科再検査となった方に配付しているお手紙に中耳炎や難聴に関するコラムを新たに作成し、耳鼻科受診の必要性を周知して参ります。また、市民向けにことばと耳に関する講演会を実施する予定です。	こども家庭センター
35		母子訪問指導	多胎児の家庭への支援状況について教えてください。多胎児の親への支援においては、単胎児のケースと異なると思います。	多胎児のご家庭については、妊娠届け時から支援を開始し、電話やメールなどで妊娠経過や体調の確認をするとともに、多胎妊婦とその家族を対象とした両親学級ウェルカムピーナッツのご案内や市内の多胎サークルとして活動している流山ふたごの会など公民館や子育て支援拠点等で開設している多胎児を対象としたイベントをご紹介しています。 併せて、妊娠期から産後ケアや子育て支援等のサービスなどを家庭の状況に合わせてご案内をしています。産後ケアについては、多胎児の家庭も単胎児の家庭と同様の自己負担額で利用していただいています。引き続き新生児訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問にてお困り事や不安に思われていることなどを把握し、必要なサービス等を案内すると同時に産後ケアや育児支援等サービス事業の申請のお手伝いなどをして参ります。	こども家庭センター
49		こどもの発達相談	継続的な相談体制とあるが具体的にはどのような取り組みを行うのでしょうか。市の療育施設を利用せず民間の療育施設を利用している家庭に対してもフォローはするのでしょうか。行うのであれば児童発達支援センターが行うのか保健センターが行うのでしょうか。	継続的な相談体制について：児童発達支援センターは地域の発達支援の入口としての相談機能を担っています。家族がこどもの発達に不安を感じる等「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口として相談に応じています。近年、早期発見、早期支援に対する社会の意識の高まりや保護者や保育園等が早い段階で相談につなげるようになり、対象者が低年齢化しています。そのため、こどもの発達状況によっては、すぐに支援につなぐのではなく、家庭や園で療育的なかかわりについて助言をし、経過を追って発達状況を確認するなど、継続的な相談を行っています。引き続き、こどもにとってよりよい支援について保護者や園へ提案してまいります。 市の療育施設を利用せず民間の療育施設を利用している家庭に対してのフォローについては、国が定めている児童発達支援ガイドラインにのっとり、公設・民間問わず各事業所が家族支援として、保護者の気持ちに寄り添いながら、伴走した支援を行うこととなっており、身近な支援者が家庭へのフォローを行っています。しかし、事業所だけではアセスメントが難しい場合や専門職による見立てが再度必要になった場合は、児童発達支援センター療育相談室において保護者や事業所の相談に応じ、専門的な助言やその他必要な援助を行っています。 また、当センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関となっております。市内の児童発達支援事業所における相談援助や研修会の企画などを行い、支援者側を支える取り組みも実施しております。 特別な配慮が必要なこどもとその保護者が特別な場所で支援するだけでなく、地域で安心して育ち・暮らすことができるよう地域の支援力向上に努めてまいります。	児童発達支援センター
50		障害児相談支援事業	望まないセルフプランの実態把握はどのように行う予定なのでしょうか。昨年の事業評価の時にも聞いたが、市として相談支援事業所の空き状況（リアルタイムは難しいと思うので月１や２か月に１回など）を確認していくことはできないのでしょうか。また全員が相談員を付けたいと思っているわけではないと思うので（困りごとが少ない、働いていて面談に時間を割くことができない等）、空きができ次第利用したいと思っている人とそうではない人を分けて管理するのはどうでしょうか。市だけで管理が難しいのであれば各事業所と協働も検討してはどうでしょうか。	みずからの意思でセルフプランを提出する方は、必ず同意書をいただいております。同意書のない申請のうち、何らかの事情で計画相談事業所が利用できないものを、望まないセルフプランとしてカウントをしていこうと考えております。ただ、現在のところは特段の事情がない限りは、セルフプラン同意書もあわせて提出をいただいている状況です。事情としましては、相談支援事業所をつけたときに、どうしても時間が少しかかってしまうので、セルフプランを出される方も多くなっています。その場合にもセルフプランを出してから相談支援の事業所を探される方もいらっしゃいますので、初めにセルフプランの後に相談支援事業所がつくという事例もございますので、ご案内させていただきます。 また、現在の相談支援事業所は空き状況については、不定期ですが、確認を行っております。直近では7月時点のものを把握していますが、多くはありませんが、児童、成人ともに空きがある状況だというところは確認しています。相談支援事業所によっては、空きの状況を確認しても実際に利用がない場合、その時本人から確認してくださいと言われることもありますので、その点一括して市の方での管理はなかなか難しい状況ではあります。	障害者支援課

事業番号	こどもの権利の視点	事業名	意見・質問概要	回答	担当課
67		こどものための養育費確保等支援事業	本事業の目的は、制度の周知だけでなく、公正証書等の作成やADRの利用を支援し、こどもの養育費を実際に確保することにあると考えます。 しかし、令和7年度の実績は、窓口・電話相談時の案内とチラシの作成・周知にとどまっており、相談件数、公正証書等作成費用及びADR費用の助成申請件数・交付件数が示されていません。事業目的に対して、どのような成果が得られたのか確認できないため、現状の記載だけではB評価の妥当性を判断できません。 相談件数、制度案内件数、助成申請・交付件数、養育費の取決めに至った件数、実際に養育費の受領を開始した件数及び継続状況を、可能な範囲で成果指標として把握してはどうでしょうか。 また、ホームページやチラシによる周知だけでなく、離婚届に関する手続、児童扶養手当の申請、ひとり親相談等の機会に対象者へ直接案内する仕組みや、弁護士等による個別相談への接続を整える必要があります。ADRの周知自体を目的とするのではなく、個々の事情に応じて、公正証書、調停、ADR等の適切な方法を選択し、最終的にこどもの生活の安定につながったかを評価してください。	【評価理由にについて】 本事業は、制度の周知だけを目的とするものではなく、公正証書作成費用の助成やＡＤＲ利用に係る費用を助成することにより、養育費の確保を支援し、離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減し、こどもの権利と利益を保障することを目的としています。 令和７年度の事業評価をＢとしたことについては、制度の周知・案内の他、制度開始初年度における公正証書作成費用の助成件数を踏まえたものとなっています。助成の実績としては、公正証書作成費用の助成が５件、ＡＤＲ利用に係る費用の助成は０件でした。制度開始年度となる令和７年度の公正証書作成費用の助成件数については、流山市の年間の離婚世帯数、全国のひとり親世帯の公正証書作成率や先行自治体の助成割合を踏まえ、助成予定件数、金額を算出しており、見込み通りであったためＢと評価いたしました。 制度の周知については、母子父子自立支援員における離婚前相談やひとり親相談、児童扶養手当の申請の機会を活用して対象者へ随時案内をしています。また、公正証書の作成や調停、ＡＤＲとそれぞれの方法について情報提供を行い相談者の状況に応じて適切な方法を選択できるよう支援することが重要と考えています。このため、令和８年度からは養育費の確保や離婚等について専門的な知識を有する弁護士相談を新たに開始しました。これにより個々の事情に応じた専門的な助言を受けることができ、必要に応じて公正証書の作成や調停、ＡＤＲ等の適切な手続きにつなげられると考えていますので、引き続き支援体制の充実を図って参ります。今後も弁護士相談を活用しながら、養育費の確保を支援するとともに、本事業の目的であるこどもの権利・利益の保障につながる事業の実施と評価を行って参ります。 【成果指標について】 相談件数や制度の案内件数については、ひとり親に関する相談対応の中で必要に応じてすべての相談者に案内をしています。また、本事業を活用して実際に養育費の受領を開始した件数及び継続状況については、引き続き児童扶養手当受給者や、継続した相談ニーズのある方については、養育費の受領状況を確認しておりますが、それ以外の方については継続的な把握は難しいと考えております。一方で、本事業を活用したことにより、養育費の取り決めに至った件数については、令和７年度は公正証書の助成申請件数と同数となっていますが、今年度からは弁護士相談実施後の養育費取り決め件数も把握できますので、成果指標として設定することが適当かどうかを検討して参ります。	こども家庭センター
70		保育所等における要配慮児の受入促進	保育課の皆様の努力と行動力により、要配慮児の受入れは以前より進んだと感じています。今後の課題として「保育施設での活動が円滑に進むよう支援体制を整えることが課題です」と書かれていらっしゃる点について、具体的に教えていただけますでしょうか。	要配慮児童の受入れについては、令和６年度入所より各保育所等に定員の概ね６％の受入れ枠を設定するとともに、保育課心理士による事前面談や先行審査を実施しています。受入れを行う保育所等に対しては、事前面談で得た児童の特性や、保護者の意向や気をつけてほしいことなど、必要な情報を提供するほか、要配慮児童の人数に応じた委託費の加算による財政支援を行っています。これらにより、保育所が、障害や発達特性をもつ要配慮児童を受入れる土壌はできつつあると考えています。 一方で、保育士は医療や療育の専門ではないため、発達特性等をもつ児童に対する保育の知識や経験の底上げは必須であると考えており、心理士による発達特性に関する研修や、心理士がファシリテーターになっての加配保育士同士のワークショップにより、保育士のレベルアップを図っています。 また、令和7年度は、園から求められた場合にのみ心理士による入所児童のフォロー訪問を行っていましたが、本年度からは原則保護者が希望すれば新規入所児童全員に対しプッシュ型で行うこととし、心理士が児童の状況確認や保育士への助言、保護者との面談などを行っています。 受入の量の部分については、かなりの進展があったものと考えており、今後は、これらの心理士によるフォローや研修を継続して行い、保育所でも発達特性のある児童への保育がより進むよう支援体制を充実していきたいと考えています。	保育課
70		保育所等における要配慮児の受入促進	要配慮児の受入人数が649人まで増加したことは評価できる一方、成果指標である「個別の指導計画を作成する保育施設数」が0園となっています。この状態でB評価とした理由を教えてください。 また、受入人数だけでなく、個別支援計画の作成率、受入れ後の巡回・相談実施率、保護者及び施設の困り感の改善などを成果指標として設定する必要があるのではないでしょうか。	・成果指標である「個別の指導計画を作成する保育施設数」0園と「B評価」については、まず指標の個別の指導計画について把握方法等について整理が及ばす実態把握に至らなかったため0園と示しています。 ・具体的には、公立保育所については、年間指導計画、月案・週案・日案の下に、5所とも共通の個別指導計画を整備しており、0～5歳児までの全児童について個別計画を作成しています。 ・一方で、いくつかの私立園に聞き取ったところ、個別の計画を作っている園やクラス単位の日案に個々の要配慮児童について記載する形式の園、個別計画の作成に至っていない園など、園により状況は様々で、どのような調査を行い、何を把握するのかの整理に至らず数字として出せませんでした。 ・一方で、「保育所等における要配慮児の受入促進」という事業そのものについては、児童の受け入れ態勢が整い、心理士によるフォローも充実していっていると考えており、総合的な評価としては「B」としたところです。 ・ご提案いただいている、個別支援計画の作成率、巡回・相談実施率、保護者及び施設の困り感の改善などの成果指標化については、取得方法等について検討していきたいと考えています。	保育課
70		保育所等における要配慮児の受入促進	要配慮児の受け入れ人数は前年度から変化はあるか。新規受け入れ人数が０、または受け入れ自体不可としている園と順調に受け入れしている園では何が違うのでしょうか。財源やマンパワーの不足、設備不足など理由があるのであれば、市として協力できることはないのでしょうか。	要配慮児童の受け入れ人数については、令和7年3月末時点で523人であったのに対し、令和8年３月末時点で649人と、１年で120人以上増加しています。各園の状況については、全園が受け入れることを前提としており、入所希望児童がおり、要配慮児童枠に空きがある場合に、園が入所を拒むことは許容していません。結果的に在籍園が全園になっていないのは、発達特性が顕著になるのが２～３歳のころからが多く、０～２歳児を対象としている小規模保育事業所などでは、在籍が無い場合が多くなっています。また、園の偏りは確かにあるが、これは保護者の希望に基づくもので、また年によって偏りが起こることもあります。 市としての支援としては、要配慮児童を受入れるための人件費や、備品等の環境整備に活用することを目的とした、受入要配慮児童数に応じた委託費の加算を交付しているほか、保育課心理士による児童・保護者・保育士それぞれへのフォローを行っています。	保育課
71		医療的ケア児の受入れ	専用室ができたことは市から情報発信はしているのか、保育所などを探している親に対し情報提供は行っているのでしょうか。	医療的ケア児の保育所入所については、市ホームページで公立保育所への入所案内を掲載するとともに、通常の保育所の入所のしおりでも案内について掲載しています。医療的ケア児の保護者の多くは、育児休業期間中に保育課に事前相談をいただけることが多く、相談を受けた段階で、児童の状況や入所希望等について伺い、送迎が可能な範囲や各保育所の看護師の在籍状況等を保護者と共有するとともに、希望を確認した上で保育課が各保育施設に打診を行うなど支援を行っています。また、保育所入所に係る相談は、直接ご連絡をいただくこともあれば、保健センターや地域支援センターなどを通じて行われることもあり、医療的ケア児を支援している機関との連携の中で相談につながっているケースも多いため、今後もこうした機関と連携を密にとって参りたいと考えています。	保育課
73		保育所等訪問支援	保護者が希望して学校の協力が得られれば、小学生でも保育所等訪問支援を受けることができると思いますが、実際に小学生での利用の実数はどのぐらいでしょうか。 また、保護者の希望のもとに保育所や幼稚園で保育所等訪問指導が行われますが、子ども自身は、訪問指導があることを負担に感じることがあります（療育の先生が自分の園に来ること）。子どもの希望をどのように反映するのかについても考えていただければと思います。	保育所等訪問支援を支給決定している児童数２１８名のうち、小学生以上は１２１名です。障害児相談支援を利用する場合もセルフプランの場合も、基本的に計画作成時に本人の意向を確認することとなっています。	障害者支援課

事業番号	こどもの権利の視点	事業名	意見・質問概要	回答	担当課
73		保育所等訪問支援	保護者が希望して学校の協力が得られれば、小学生でも保育所等訪問支援を受けることができると思いますが、実際に小学生での利用の実数はどのぐらいでしょうか。 また、保護者の希望のもとに保育所や幼稚園で保育所等訪問指導が行われますが、子ども自身は、訪問指導があることを負担に感じることがあります（療育の先生が自分の園に来ること）。子どもの希望をどのように反映するのかについても考えていただければと思います。	令和７年度の小学生の利用人数は１名、支援回数は６回です。 保育所等訪問支援も含む福祉サービスについては、年齢が小さい程、保護者の希望が強くなってしまいがちですが、本来こどもにとって最善の利益は何かを関係者で話し合い、導入していくことが大切となっています。 児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援については、保護者への聞き取り、こどもの発達状況、利用先の施設での適応状況を確認し、支援の方針を決定する療育支援会議において、こどもにとって必要と認められたこどもを対象に実施しております。また、保育所等訪問支援には、利用児童へ直接的に働きかける「直接支援」の他、訪問先の先生や周囲の環境に働きかける「間接支援」の方法もあります。 こどもの希望の反映については、利用者本人や保護者の意向を確認し、アセスメント(事前準備)とモニタリング(事後検証)を活用しながら支援方法を見直し、こどもにとって最善の利益を最優先に支援計画書に反映しています。 保育所等訪問支援は、公設、民間問わず、国が定めている保育所等訪問支援ガイドラインにのっとり、利用者本人の育ちと個別のニーズを共に保障することとなっています。 特別な配慮が必要なこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進していくことが重要となっていることから、訪問支援が負担になるようなことがないよう児童発達支援センターが培ってきた実践や専門性を地域の事業所と共有し、地域全体の支援力を高めてまいります。	児童発達支援センター
79		障害児通所支援事業の利用促進	療育施設の利用を促進したという点について、今後放課後デイサービスの充足に力を入れてほしいです。（児発はどんどん増えている印象）市内放課後デイサービスの内、支援学校在学児を受け入れているのは数カ所でどこも空きがない状況で、総数自体も隣接市より格段に少ないです。	療育施設の利用を促進したいという点については、放課後等デイサービスが足りないというご意見があったかと思います。特に支援学校の在学児受け入れが数ヶ所で空きがない状況ということは聞いております。令和７年の１０月から事業所を新設する際には、市町村から意見を県に申し出することが可能になっております。そのため、放課後等デイサービスの新設の事業の場合には、重症心身障害児や医療的ケア児特別支援学校に通学する障害児の受け入れ協力を現在は求めているところです。 また、国の基準ですが、今年６月以降に新設される場合の事業所については、減算が適用になることになったことから、今後、事業所が放課後等デイサービスの事業として劇的に増加することは考えにくい状況になっております。	障害者支援課
87		就学相談	明らかに特別支援学校が望ましく（療育手帳・身体障害者手帳を取得済みの知的障害児・肢体不自由児・医療ケア児）家族も入学を希望している場合、発達検査などの簡略化はできないのでしょうか。発達検査は必要としても、その後の必要書類（書き方の見本を付ける）や検査結果は自宅に送付し、担当者と話がしたい場合は来所するなどでもいいのではないかと思います。市が就学相談対象としている人を一律対応するのではなかなか予約が取れなかったり、市としても大変ではないでしょうか。	特別支援学校への就学手続きでは、就学相談資料として検査等の記録を県教育委員会に提出する必要があります。検査については、概ね１年以内に実施した検査であること、多角的な面から判断するために認知面と行動面の検査を組み合わせて２つ以上の検査を行うことになっています。 １年以内に他機関等で検査を実施している場合には、その検査結果を資料とするため、市教育委員会での検査を行わない場合もあります。 検査を行った場合は、結果を報告する面談の場で、手続きに必要な書類（就学相談票）に記入いただくようにして、保護者の来所の回数が少なくなるよう取り組んでいます。	指導課
105		学校等における安全管理の促進	事故報告書の確認、安全に関する通知の周知、安全備品の配布を実施したことは確認できますが、市自身が「児童生徒の交通事故が減っていない」としている中で、B評価とした根拠が十分に示されていません。 事故件数だけでなく、重傷度、発生場所、登下校・放課後・休日等の発生時間帯、歩行中・自転車利用中等の状況、事故原因、同一場所での再発状況を分析し、どの事故をどの対策によって減らすのかを明確にする必要があります。 「各学校の指導を奨励し、効果的な方法があれば周知する」という改善策では、取組の主体、期限及び具体的な対策が不明確です。指導課、道路管理部門、警察、学校及び地域が連携し、事故多発場所や発生要因に応じた対策を実施した上で、事故件数・重傷事故件数・同一要因による再発率等を成果指標として検証してください。	市内小中学校に事故報告書の提出を求めている事故は、ここ数年で大きな減少は見られませんが、令和５年度から令和７年度にかけて年々微減しているため、Ｂ評価としています。 例年、児童生徒の自転車乗車中の事故が多く発生しているため、学校での指導だけでなく、市教育委員会から市内の小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、スキットメールにて注意喚起を行っています。	指導課